

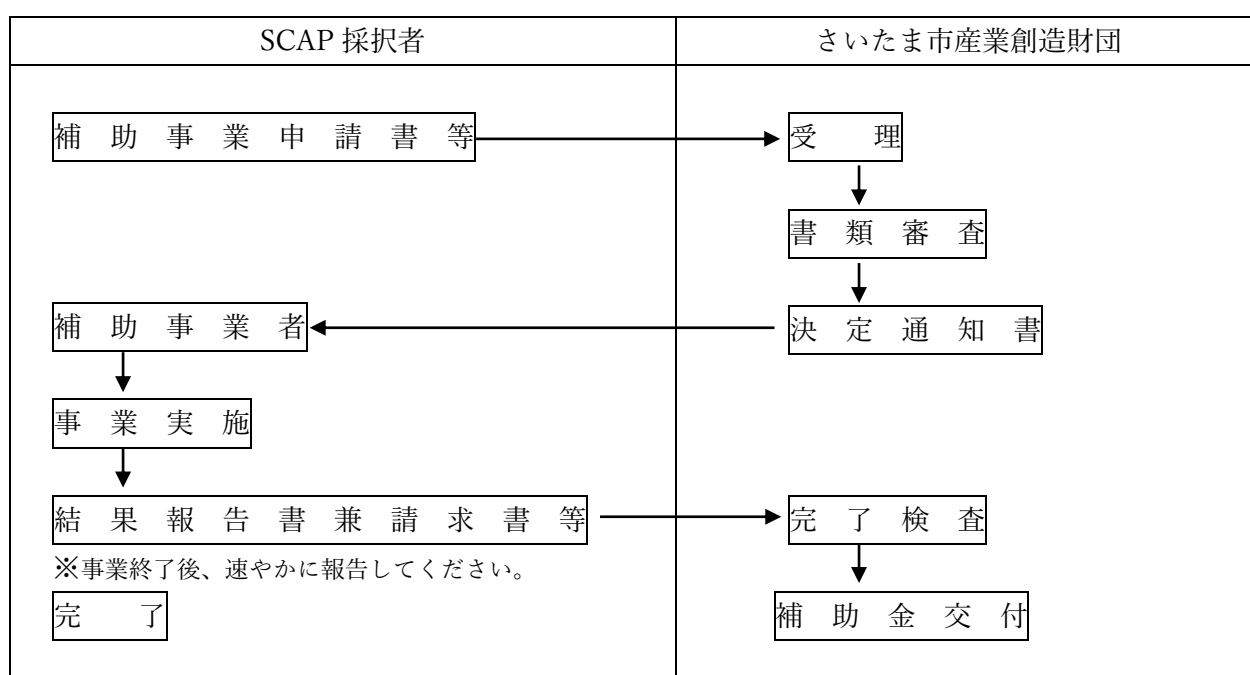
令和8年度 さいたま市起業家支援補助金 公募要領

令和8年6月1日
公益財団法人さいたま市産業創造財団

1. 本事業の目的

本事業は、さいたま市アクセラレータープログラム（以下、「SCAP」という。）採択者が、プログラム期間中の定量目標達成へ向けて取り組む経費の一部を財団が補助することにより、その実現を着実なものとし、加速度的な成長・発展を促進するとともに、地域産業の振興に寄与することを目的とします。

2. 事業の全体像



3. 対象者

本事業の補助の対象者（以下、「対象者」という。）は、以下すべての条件を満たすものとする。

- 1) 令和8年度 SCAP 採択者
- 2) SCAP のすべてのプログラム（キックオフイベント、セミナー、中間ピッチ、成果発表会）に出席した者
- 3) 本補助金に申請した経費を対象として、他の補助金や助成金を受ける予定のない者

4. 補助対象事業

補助金の交付対象事業は、令和8年度 SCAP 期間中（補助金交付決定日～令和9年1月31日）の活動に関するものとします。

5. 補助対象経費および補助率

(1) 補助対象経費

項目	概要
①機械装置費	本事業で開発する新商品の開発に必要な機械装置の導入に要する経費
②技術導入費	外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費。
③外注委託費	本事業遂行のために必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費 ※1 外注先が機械装置等の設備やシステム等を購入する費用は対象になりません。 ※2 外注先との書面による契約の締結が必要です。
④システム構築費	専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費(システム構築に付随する機器含む)
⑤クラウドサービス利用料	クラウドサービスの利用に関する経費(本補助事業の実施期間の月額利用料のみ)
⑥知的財産権等関連経費	新製品・サービスの開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費 ※1 補助事業実施期間内に出願手続きを完了していない場合は、補助対象になりません。 ※2 知的財産権の取得に要する経費のうち、以下の経費については、補助対象になりません。 ・ 日本の特許庁に納付する手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)。 ・ 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費。
⑦専門家謝金	本事業遂行のために必要な謝金として、依頼した専門家に支払われる謝金。
⑧試作費	本事業で開発する新商品・サービスの試作に必要な、原材料、包装資材、賃借料、使用料等
⑨マーケティング活動費	本事業で開発する新商品・サービスのマーケティング活動に必要な、広告費、調査費、展示会出展費用、印刷費、クラウドファンディング手数料など
⑩通信運搬費	本事業遂行のために必要な、通信料、運搬料、宅配・郵送料等の支払いに要する経費。
補助金限度額 補助率等	補助金限度額 50 万円、かつ対象経費の 3 分の 2 以内とする。また、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※交付決定日以降に開始し令和 9 年 1 月 31 日までに終了する事業を対象にします。

※交付決定前に申込済み、または支払い済みの経費は補助対象外です。

(2) 補助率

- ・ 対象経費(税抜金額)の 3 分の 2 以内(千円未満切捨て)
- ・ 補助金限度額: 50 万円(税抜金額)

6. 応募手続き等

(1) 申請書提出先、および問合せ先

公益財団法人さいたま市産業創造財団
支援第1課 SCAP 運営事務局
電話：048-851-6652
E-mail：scap@sozo-saitama.or.jp

(2) 申請期間

SCAP 採択決定日～令和8年8月31日（火）

(3) 提出書類

以下書類を電子メールに添付のうえ、ご提出をお願いします。

- ・様式第1号：さいたま市起業家支援補助金交付申請書
- ・様式第1号 別紙1：交付申請額 内訳
- ・様式第1号 別紙2：補助事業実施計画書
- ・費用の額がわかる見積書（写し可）

(4) 審査会について

- ・審査会の設置

審査会はさいたま市産業創造財団の事務局長、事務局次長、担当外課長により構成します。

- ・審査内容

申請書をもとに、審査会にて補助金使途や金額が、SCAPの目的に照らして適切か審査のうえ、交付可否を決定します。

(5) 交付可否（審査結果）の通知

補助金の交付可否（審査結果）は、申請から2週間以内を目安に、様式第2号（さいたま市起業家支援補助金交付可否決定通知書）により、申請者に通知します。

交付決定の際に通知する交付額は、補助金交付の上限を示すものであり、事業完了後に事業の実施状況に応じて補助金交付額が確定されます。

なお、交付決定の際に通知する交付額は、交付申請額と異なる（減額）場合があります。

6. 申請に関する注意事項

(1) 経費の支払い方法

本事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いのみとし、クレジットカード、現金による支払いについては補助金対象外経費となります。

(2) 結果報告

補助金の交付対象者は、令和9年2月28日までに以下書類をメールにてご提出をお願いします。

- ・様式第3号：さいたま市起業家支援補助金結果報告兼補助金請求書
- ・様式第3号 別紙1：交付申請額・執行額 内訳
- ・執行額がわかる領収書の写しなど、一連の支払証憑

(3) **補助金の支払い**

(2) の請求書をもとに補助金支給額を決定後、様式第 4 号（さいたま市起業家支援補助金確定通知書）により補助対象者に通知するとともに、通知書を送付した日の属する翌月末日までに補助金をお支払いします。

(4) **申請内容の変更**

補助金の交付決定後、申請内容に大幅な変更が生じる場合は、様式第 5 号（さいたま市起業家支援補助金交付申請変更届）を速やかに提出してください。

(5) **申請の取り下げ**

やむを得ない事由により補助金交付決定後に補助事業を取りやめる場合は、様式第 6 号（さいたま市起業家支援補助金交付申請取下届）を速やかにメールにて提出し、交付申請を取り下げてください。

(6) **補助金交付決定の取り消し、および補助金の返還**

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定が取り消された場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- ・偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき
- ・その他補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件、その他法令もしくは補助金交付決定に基づく命令に違反したとき

(7) **事業の報告**

補助事業者は、事業終了後の 2 事業年度については、様式第 7 号（さいたま市起業家支援補助金成果報告書）を提出頂きます。

(8) **補助金の経理**

補助事業者は、補助事業に係るすべての関係書類および帳簿類を、事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存をお願いします。

7. その他留意事項

- (1) 提出頂いた書類は返却いたしません
- (2) 公募要領に定めのない事項については、公益財団法人さいたま市産業創造財団が別途定めます

さいたま市起業家支援補助金交付申請書

公益財団法人さいたま市産業創造財団理事長 様

申請者 名 称（法人名）

代表者（職・氏名）

印

さいたま市起業家支援補助金実施要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

所在地	〒 ー		
連絡先	TEL		
	FAX		
	E-mail		
担当者(氏名)			
創業年月日	西暦 年 月 日		
業種		従業員数	人
資本金	千円	売上高(年間)	千円

※別紙1、2を添付してください。

様式第 1 号—別紙 1

交付申請額 内訳

区分	金額	備考
①機械装置費		
②技術導入費		
③外注委託費		
④システム構築費		
⑤クラウドサービス利用料		
⑥知的財産権等関連経費		
⑦専門家謝金		
⑧試作費		
⑨マーケティング活動費		
⑩通信運搬費		
⑪合計額（補助対象経費）		
⑫交付申請額		⑪の 2/3 の金額 ただし 1,000 円未満の端数 があるときは、これを切り捨 て。 補助上限 50 万円

※消費税は非対象

補助事業実施計画書

※枠を拡げて記載可

① SCAP 期間 中の定量目標	
②本事業（補助 金）と①の関連 性	
③本事業（補助 金）により期待 される効果	
③ 補助対象経 費の支出スケ ジュール	

様式第2号（第7条関係）

文書番号

年 月 日

様

公益財団法人さいたま市産業創造財団
理事長 印

さいたま市起業家支援補助金 交付可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった、さいたま市起業家支援補助金交付申請書を審査した結果、下記のとおり決定をいたしましたので通知いたします。

記

- 1 補助金交付の可否 : 可 ・ 否
- 2 補助金額 : 金 万円とする。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

公益財団法人さいたま市産業創造財団理事長 様

所 在 地
名 称（法人名）
代表者（職・氏名）

印

さいたま市起業家支援補助金 結果報告兼補助金請求書

年 月 日付 文書番号 で交付決定のあった事業について、事業が完了したので下記のとおり報告し補助金を請求します。

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
実施結果 (成果報告概要)	※200文字程度で実施結果概要をご記入ください。								
請求金額									円
振込先金融機関	銀行 金庫 組合								本店 支店 出張所
口座種別	普通 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

交付申請額・執行額 内訳

区分	申請金額 (円) ※税抜金額	執行金額 (円) ※税抜金額	備考
①機械装置費			
②技術導入費			
③外注委託費			
④システム構築費			
⑤クラウドサービス利用料			
⑥知的財産権等関連経費			
⑦専門家謝金			
⑧試作費			
⑨マーケティング活動費			
⑩通信運搬費			
⑪合計額 (補助対象経費)			
⑫交付申請額 (Ⅰ) 補助金請求額 (Ⅱ)	Ⅰ :	Ⅱ :	⑩の 2/3 の金額 ただし 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨て。 補助上限 50 万円

※執行額がわかる契約書・請求書・領収書 (写し可) 等一連の支払証憑を添付して下さい。

文書番号
令和 年 月 日

様

さいたま市起業家支援補助金 確定通知書

公益財団法人さいたま市産業創造財団
理事長 中村 雅範

令和 年 月 日付さ創企発第 号で交付決定したさいたま市起業家支援補助金については、令和 年 月 日付で提出頂きましたさいたま市起業家支援事業結果報告兼補助金請求書等により審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

以上

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

公益財団法人さいたま市産業創造財団理事長 様

所 在 地
名 称（法人名）
代表者（職・氏名）

印

さいたま市起業家支援補助金 交付申請変更届

年 月 日付で採択決定を受けたさいたま市起業家支援補助事業について交付申請内容の変更を次の通り届け出ます。

項 目	変更前	変更後
【変更理由】		

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

公益財団法人さいたま市産業創造財団理事長 様

所 在 地
名 称（法人名）
代表者（職・氏名）

印

さいたま市起業家支援補助金
交付申請取下届

文書番号 で決定した補助金交付について、下記の理由により交付申請を取下げます。

記

- 1 取下げ対象事業等の名称
- 2 交付申請を取下げる理由

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

公益財団法人さいたま市産業創造財団理事長

所在地
名称（法人名）
代表者（職・氏名）

印

さいたま市起業家支援補助金 成果報告書

下記のとおり事業の成果について報告します。

補助対象時期	年 月 日～ 年 月 日	補助対象 事業名称	
直近期業績 (年 月期)	売上高		百万円
	経常利益		百万円
業 況			
SCAP 終了後の事業成長 (取引先数・売上高等)	(当該補助事業による成果) (その他の成果)		
その他および 支援の要望等	(当該事業活用後の変化や追加支援、相談の要望など)		